

事 務 連 絡
令和3年6月16日

各 都道府県
市区町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた看護職員の
兼業に関する取扱いについて（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいております。「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和3年5月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）におきまして、新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する取扱いについてお示ししております。

当該事務連絡に関連し、障害福祉サービス施設・事業所等としての御協力のみならず、個々の看護職員の皆様が、勤務する施設・事業所の職務外においてもその意思に基づき接種に協力しやすい環境を整備する観点から、各施設・事業所における看護職員の兼業の許可や届出等に関する柔軟な取扱い（例：ワクチン接種に従事する場合には、勤務先への事前許可手続を柔軟化する等）について、御配慮いただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

なお、この件につきまして、各施設・事業所の管理者等にも共有されるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783192.pdf>